

陳 情	受 理 番 号	68	受 理 年 月 日	令和8年7月14日	付 託 委員会	教育福祉
件 名	子どもが負担した「出張費」の現金返金を求める陳情					

みだしの件について、別紙のとおり陳情いたしますので、よろしくお願いいたします。

子どもが負担した「出張費」の現金返金を求める陳情

【趣旨】

- 1 市費職員(支援員等)の引率旅費について、那覇市が保護者へ現金返金すること。
- 2 県費職員(先生)の引率旅費について、市が県に請求し、現金返金に必要な措置をとること。
- 3 上記1・2に係る調査結果を公表すること。

本陳情の内容はシンプルです。

子ども(保護者)が負担した教職員旅費について、
行政が精算し、返金することを求めるものです。

【家庭が負担する義務がない理由】

引率は「公務」であり、「有料行政サービス」ではありません。
旅費の負担は行政の義務であり、家庭が負担する義務はありません。

サイフの区分

子どもの分【保護者のサイフ】

先生の分【沖縄県のサイフ(県税)】 ※先生方は県が雇用

支援員の分【市町村のサイフ(市税)】 ※支援員は市町村が雇用

①【概要】

例えるなら、遠足の際に先生のお弁当は子どもが持ち寄って用意していることです。
お弁当がお金に替わるだけで、学校はこれを当然としていました。
保護者は学校を信頼しており、先生の分を負担しているとは思っていません。
特に就学援助・生活保護世帯など、経済的に苦しい家庭にとって負担は重いものです。

②【他自治体の対応】

R3 北谷町 固定資産税の過徴収補正予算で約 1,300 万円を返金へ

R7 沖縄県 那覇市・浦添市 家賃の過大徴収返還へ

R7 福岡市 修学旅行費の扱い、監査の指摘を受け返金へ

また、47 都道府県・教育委員会を対象に調査を行ったところ、
回答を得た都道府県では、教職員の引率旅費は公費負担が原則であり、
精算方法も条例・規則・通知等に基づき運用されていました。

このように、他自治体では返金や適正な処理が行われています。
これに対し、那覇市の回答から確認できる事実は以下の通りです。

③【那覇市の回答から確認できる 5 つの事実】

- 1 教職員旅費が行政負担であること。
- 2 県費・市費職員の旅費事務に、市長の会計監督が及ぶと回答したこと。
- 3 令和 4 年度より、教職員旅費を保護者負担としない運用に変更したこと。
- 4 過去に大道小で現金返金の前例があること。
- 5 それでも過去分全体は返金しないとしていること。

【まとめ】

「行政負担の原則」、「是正の事実」、「返金実績」があるにもかかわらず、
市は過去の全体返金を拒んでいます。

対象となる貸切バスの利用は年 1 回程度であり、調査は容易です。

子ども・保護者が負担した教職員旅費について、

行政が精算し、現金返金することを求めます。